

展示室貸与に関する規程

第1条 この規程は、定款第4条第1項第1・2・4号の規定に基づき、公益財団法人みやうち芸術文化振興財団（以下、財団という）が所有する施設の展示室の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 下記各号の一に該当する場合は貸与しない。

- 1 風俗をみだし、又は公安を害するおそれがあるとき
- 2 建物、附属物、又は備品等を毀損するおそれがあるとき
- 3 その他、財団において支障があると認めるとき

第3条 貸与時間は展示室の開館日（特別展開催期間中を除く）の午前9時30分から午後6時までとする。

第4条 貸与を受けようとするもの（以下、使用者という）は、所定の借用申込書に下記事項を記載し、財団へ申し込むこととする。

- 1 使用期間・時間
- 2 使用区画
- 3 使用目的
- 4 使用内容
- 5 入場予定人数
- 6 使用責任者の氏名、住所及び連絡先

第5条 借用申込は、公益目的で行われる事業を優先して先行予約を受け付ける。

2 事業の公益性の選考は、選考委員会において別に定める選定基準に基づいて行い、選定結果を申込者に通知する。

第6条 借用申込の受付期間は、公益目的の事業は使用日の6ヵ月前の同一日からとし、公益目的以外の事業は4ヵ月前の同一日からとする。当該日が施設の休館日に当たる場合は、翌営業日からの受付とする。但し場合によってその期間を伸縮することがある。

第7条 使用料金は別表の通りとする。但し、特別の場合は減免することができる。

第8条 使用時間の超過は原則として認めない。但し、やむを得ない事情の場合でかつ支障のないときはこの限りでない。

第9条 前条の超過使用時間の使用料は1時間について、その超過した時間区分における使用料の3割相当額とする。

第10条 貸与承認後であっても、財団において必要を生じ、又は第4条に規定する借用申込書の記載事項に違背があることを認めた場合は、その承認を取り消すことがある。

第11条 貸与承認後、又は使用中であっても第2条の規定に該当するに至ったとき、又は使用者に不都合な行為があると認めたときはその承認を取消し、又は使用を中止させることがある。

第12条 前二条の規定により貸与承認の取消し、又は使用を中止させた場合であっても、本財団はこれによって生ずる損害賠償の責を負わない。また既納の使用料金は返戻しない。但し、下記各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を返戻することがある。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 1 不可抗力により使用することができなくなったとき | 全額 |
| 2 財団の必要により承認を取消したとき | 全額 |
| 3 使用日の1カ月前までに使用承認の取消しを申し出たとき | 7割（それ以降は3割） |

第13条 使用中において、建物、附属物又は備品等をき損し、又は滅失したときは、何人の行為であっても、使用責任者においてこれが賠償の責を負う。

第14条 使用者は下記事項を厳守する。

- 1 承認を受けた目的以外に使用し、又は転貸しないこと
- 2 貸会場付帯の特別設備、機械器具等を使用しようとするときは、あらかじめ申込むこと
- 3 建物、附属物、備品等に損害を加えないこと
- 4 喧そう、粗暴な挙動や大音量や振動により、施設運営に支障をきたさないこと
- 5 承認を受けた以外の場所を無断使用しないこと
- 6 使用終了後は全部の設備を元の状態にし、貸会場内の火気について巡回点検確認の上、財団職員に引継ぐこと
- 7 受付、案内、携帯品の預かり等来場者の世話一切は使用者で行うこと
- 8 集会、興行に関する申請書、申告書、届出書類等は、使用者において責任をもって手続きすること
- 9 不時の災害に備えて、使用者は非常口の場所、誘導方法、消火設備等を前もって了知し、緊急の場合は貸会場来集者の避難誘導にあたること

第15条 展示物、上演物等に対する著作権の問題等に関して、財団はその責任を負わない。

第16条 この規約の改廃は、財団理事会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規定は、公益財団法人みやうち芸術文化振興財団の公益認定の登記の日から施行する。

(別表) 第7条関係

【2階展示室 使用料】(午前9時30分～午後6時)

(単位：円/日)

■ 4区画 (全面、約200㎡)

公益目的	20,000
公益目的以外	40,000
賛助会員	18,000 (公益目的外：36,000)

■ 1区画 (約50㎡) 複数区画の貸与可

公益目的	5,000
公益目的以外	10,000
賛助会員	4,500 (公益目的外：9,000)

※賛助会員の割引料金の適用については、当該年度の会費を完納した者に限る。